

第750回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成18年8月18日(金)午後2時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 佐々木委員, 山田委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 伊丹教育企画室長補佐, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 佐藤障害児教育室長補佐, 黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後2時

6 第749回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第750回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成18年度学校基本調査速報の概要について

(説明:教育長)

「平成18年度学校基本調査速報の概要について」御説明申し上げます。

資料については,別冊の1ページから6ページまでとなる。

この調査は,学校に関する基本的事項である学校数や在学者数等の状況を明らかにするために,毎年5月1日現在で実施している指定統計調査である。

資料の1ページを御覧いただきたい。はじめに,「学校数・学級数」についてである。平成18年度の本県の学校数は,小学校が前年度より1校減少し,465校,中学校が1校減少し,233校,高等学校が前年度と同数の110校となった。学級数は前年度に比べ,小学校で21学級増加,中学校で40学級減少しているが,詳細については,2ページの表1のとおりである。

なお,過去1年間に設置又は廃止された学校は,2ページの表2のとおりであるが,廃止14校のうち中学校3校は,統合に伴う廃止であり,統合後の学校として新たに1校,新設として1校が設置されている。

次に,2の「在学者数」についてである。学校種別の在学者数は,表1の「在学者数」の記載のとおりである。小学校で555人,中学校で1,561人,高等学校で2,640人と,それぞれ前年度より減少

している。2ページの図2は、「学校種別在学者数の推移」であるが、依然として少子化に伴う減少傾向は続いている。

続いて、3の「教員数」である。2ページ表1に記載のとおりであるが、小学校では前年度より16人増加し、中学校では91人、高等学校では90人、前年度より減少している。

次に、資料の3ページを御覧いただきたい。「長期欠席者数」であるが、「理由別長期欠席者数」は、表3のとおりである。平成17年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は1,089人、中学校で2,469人で、小学校については前年度より85人増加、中学校については前年度より5人減少している。このうち、理由別の1つである「不登校」について申し上げますと、小学校では422人、中学校では1,938人であり、小学校については、前年度より25人増加、中学校については、77人の減少である。

次に、資料の5ページをお開き願いたい。「卒業後の状況」である。中学校の卒業者の進路は、6ページの表4のとおりであるが、本年3月の卒業者数は23,550人で、前年度より816人減少している。進学率は98.5%で、前年度より0.1ポイント上昇している。一方、高等学校の卒業者の進路は、6ページの表5のとおりであるが、卒業者数は23,597人で、前年度より878人減少している。進学率は40.5%、就職率は24.2%で、前年度よりそれぞれ2.6ポイント及び1.9ポイント上昇している。

以上が「平成18年度学校基本調査速報の概要」である。

(質 疑)

委員 長 教員数は小学生で増えて、中学校、高等学校で減少したというのは最近の何かの傾向があるのか。例えば1学級の人数を少なくしたとか、あるいは学級数が多くなったとか。

教 育 長 今お話のあった学級編制の弾力化に伴うものもあるが、小学校では特に特殊学級が増えており、それに伴い増えている。中学校、高等学校で減っているのは生徒数の減少に伴うものである。

櫻井委員 小学校でも中学校でも不登校児童というのが非常に問題になっており、この数字を見る限りはあまり私は改善の方向には向かっていないように感じる。宮城県としては不登校対策としてかなりシリアスに受け止めてどういう対策を具体的にしているか、例えばスクールカウンセラーを置くとか、そういう一般的なこと以上にどのような努力をしているか教えてほしい。

教 育 長 色々不登校対策は講じてはきているが、なかなかその効果が数字に表れていないという部分がある訳である。中学校においては不登校数は僅かに減少していったということがあり、具体の指導としては今お話のあった専門的な知識を持つカウンセラーや指導員等の配置及び教員の研修や指導資料の確保等を行っている。具体的には中学校スクールカウンセラー活用事業の拡充であるとか、スクールカウンセラー未配置中学校への心の教室相談員の配置であるとか、小学校への子供と親の相談員等の拡充とか、スクーリングサポートネットワークの整備事業、教員の研修等々色々各種対策は講じている。

櫻井委員 今教育長は中学校の不登校数は減ったというような表現をされたが、この表を見ると総数が減っており、右側を見ると2.8%ということで、全生徒数に占める不登校率というのは私は変わっていないと、数字上は確かに減ってはいるが、決して改善しているとは思っていない。それでもう一つお聞きしたいのは、教職員に対する不登校であるとか、それから精神疾患に対する教育であるとか、それから教職員の理解度というのはまだ不十分なような気がしてならない。私も学校医として生徒達に対する講話であるとか健康相談とかを通じて随分生徒達や親への働きかけというのはやっているが、教職員に

対するそういう疾病に対する教育というのはどの程度努力されているものなのか詳しく教えてほしい。

教 育 長 詳しくは課長から補足してもらおうが、教員の研修は勿論大事だということで力を入れている。延べ人員で、例えば生徒指導研修181人、カウンセリング技術研修1020人ということで研修には力を入れている。詳しくは担当課長から補足させる。

義務教育課長 今教育長が申し上げたように中学校に限って申し上げると1校を除いてほぼ全ての中学校にスクールカウンセラー、それからそれに準じた指導員を配置しており、これが一つ大きな効果であるとは考えている。それから今の委員御指摘の、実際に日々子供と対面している教員の不登校対応の技量なりノウハウなりを力を付けていくということは大事だろうと思っており、今教育長が申し上げた、17年度で申し上げると生徒指導研修、これは希望もあり悉皆もある。それからカウンセリング技術研修が1020人ほど、これはやはり希望と悉皆合わせて県の研修センター、あるいは各教育事務所ごとに実施しており、これは毎年度ずっと加算しているのでほぼ全ての教員が数年に一度は不登校対策についての研修を受けているというふうな状況にある。そのほか具体的に県として17年度で申し上げると、不登校対策資料を作成しており、具体の事例に応じた対応をどうすれば良いかというような資料等々を作成の上、各学校、地教委等々にも配っており、日々活用できるような体制は整えている。そのほか各教育事務所の所長を通じて教育長さん方、あるいは各校長等に、不登校対策については重大視をして取り組むよう各種会議の中では周知徹底を図っているところである。

櫻井委員 今の不登校に加えて、今、高校生でも中学生でもうつ病であるとか、摂食障害が非常に増えている。そしてうつ病を発病した場合の教職員、顧問であるとか担任であるとか教科担任、色々な立場での対応というのが非常に早く対応するかどうかでその子の一生が決まってくるようなケースが非常に多いが、うつ病とか摂食障害などの疾病に対しても不登校と同じように危機感を持って研修では取り上げられているのか。

義務教育課長 基本的には櫻井委員から話のあったその部分については、これからの課題だろうというふうに思っている。現状としては、例えば平成17年度の状況を見ると小学校に限っていると摂食障害という部分に関わっていくかどうかははっきりしないが、小学校で今回増えた。対学校生活の中での対人関係の中で色々なトラブルを起こし、不登校に陥ったという子供の数の増加が昨年度、一昨年度に比べてちょっと多くなってきていて、子どもたち、社会の環境変化ということもあるが、コミュニケーション能力というか対人関係能力の小学校での重点的な指導あるいは支援、そういった環境整備ということは非常に大事だろうと思うので、櫻井委員がお話の点についても含めて今後考えていかなければならないとは思っている。

山田委員 進学率についてであるが、若干ポイント数は上がっているが最後の表を見ると高等学校の場合は全国的にも非常に進学率が低いと、就職率が高い分そのように低いのかなあと思うが、進学率を上げるための対策というかそういったものを何か今取っているのかお聞きしたいと思う。

教 育 長 特に進学率を上げるよう努力はしているが、順位が39位ということで、前年度40位であったのでワンランクアップということでまだまだ上げなければならない訳であるが、本来の特徴として仙台市、仙台都市圏については高いがその他の地域が非常に進学率が低いという状況があるので、地域の俗に言う拠点校、この辺のところの強化策とい

のを今後とも強化をしていく必要があると思っている。何よりもそういった対策が有効ではないかと考えている。

鈴木委員 小学校で長期欠席者数が増えているという原因が何なのかというところでの究明はなされているのかどうかということと、それからまだ速報なので全国との比較は出来ないのかどうか、全国的に見て本県は多いのかどうかというようなところもお聞かせいただければと思う。

教育長 全国的な順位であるが、小学校は422人ということで0.32%ということで全国順位は28位という順番になっており、中学校では1,938人ということで出現率は2.77%、全国29位という順位になっている。増えた要因については義務教育課長の方からお答えする。

義務教育課長 分析をしているかということであるが、基本的には不登校に入っていく背景なり条件というのはなかなか色々な要因が基礎的に絡んでいるので、一律にはこれだというふうなことを言いにくい部分があるが、それを前提にした上で直接きっかけになった理由も調査をしており、小学校に限って申し上げますと先ほど櫻井委員にもお話し申し上げたように小学校では本人の問題という一つのカテゴリーがあるが、それが第一位で36.3%である。前年比でいうと3人の増ということである。続いて家庭生活からの要因というのが25.1%で4人増、それから学校生活での影響というのが次に約25%ほどあるが、これが前年比21人増ということで、学校生活を起因とした不登校という中に先ほど申し上げた友達とのトラブルを引き金として不登校に入ってしまったというふうな背景が今回21人の増ということからすると大きいというふうに分析をしている。そういった意味で子どもたちの小学校段階、特に学年別で見ると3年生、4年生のところでは一と数が増えて行っている状況を見るとやはり中学年、人間関係が確立する反面、個人の確立傾向に入ってしまった時に対人関係の中で円滑に人間関係が、なる前の段階で色々な接触、トラブル等々抱えていての中学年ということであるが、その部分で多いということからすると、小学校の中学年に対する友達同士の間関係のあり方、あるいはその処理等々について今後重点化した環境整備なり指導なりが必要かなというふうに思っている。

委員長 4年生、5年生になってくるとそういうことが多いかと思う。特に学校の担任の先生とかというのは出来るだけそういうことを認識されて、ある程度介入するとかということも必要かなあというふうに、自分の家族にもそういうのがいるので自分の経験でも感じている。

鈴木委員 今のお話を聞いているとやはり私も中学校の経験があるが、カウンセラーというのは本当に役に立つ。効果がものすごくあると思う。生徒だけではなくてその配置された学校の教職員もそのカウンセラーを頼れるというか、そういう意味での効果も非常に大きいと私は思っている。であるから小学校もこのように本人というか学校生活のことで悩んで不登校になっていると聞けば、前に一回あったと思うが小学校へのカウンセラーの配置ということをややはり考えなければならぬ段階に来ているんじゃないかと思う。その辺を来年度に向けて頑張れないかなあというふうに思う。

委員長 今の話であるが、小学校へのそういう人たちの配置ということについて何か動きはあるのか。

義務教育課長 今お話申し上げたとおり、状況が小学校の方で若干重点化していく必要があるという

ことからカウンセラーの配置になるかどうかは別にして、小学校の教員に対して、あるいは現在中学校に配置しているスクールカウンセラー、あるいは教育事務所に配置している在学青少年育成員なり専門カウンセラーなり、そういった方々の御協力を得ながら小学校の方にも回れる、あるいは相談に応ずる、現状でもいただいているが、もうちょっとははっきりとした仕組みを整えて、小学校にも足を運べるような仕組みが出来ないかどうか考えてみたいなあと調べて検討しているところである。

佐々木委員 この長期欠席者の中には高等学校については調べないというのが何かあるのか。あともう一つは卒業後の進路ということに関しても、高等学校ではやはり不登校とか中途退学者という問題が大変大きくなっていくかと思う。卒業生の進路の割合というのはあくまでも卒業生に対する割合かと思うが、実際に入学された方達の中でどの位の子が卒業して、入学した子達の中でどの位就職なり目的の進路に到達したかということが高校教育の中ではかなり大事になるかなあとという気がする。これは慣例的に例えば長期欠席については高等学校は調べないとか、何かあるのか。

教 育 長 高校の不登校の現状であるが、確かに表の中には出ていないが実態は調べており、平成17年度の不登校生徒は1546人ということで前年度より192人の減少ということである。それから入学者と就職、入口と出口の差というか、中途退学者等々の話だろうと思うが、17年度の宮城県の高齢学校の中途退学者総数は1453人ということで、これも前年度と比較すると72人の減少ということで5年連続減少している。ただ入学した人が卒業時点で何人位増えて、卒業する時点で何人卒業されたかというような状況についてはちょっと把握していないが、高校教育課長からもしその辺のデータがあれば補足してもらいたいと思う。

高校教育課長 まず最初の御質問であるが、学校基本調査において高校の長期欠席者、不登校者数とか、あるいは中退者については調査しないのかということであるが、学校基本調査においては調査はしていない。ただ、文部科学省がこれとは別に生徒の問題行動等の調査というところで行っており、間もなく8月下旬位には全国調査の結果が出るかというふうを考えている。それから宮城県の高齢の不登校生徒数、それから中退者数については今教育長が報告したとおりである。中退者数については、今教育長から報告があったが中退者数の比率で申し上げると在籍生徒の比率の2%に当たる。2%が宮城県の場合中退しているという状況である。

佐々木委員 それは全国的なレベルからすると今の2%という数は平均的ということなのか。

高校教育課長 ちなみにまだ17年度が先ほど申し上げたとおり8月末発表であるので、全国平均については発表になっていないが、平成16年度で申し上げるとやはり平成16年度も宮城県は2.0%であったが全国平均は2.1%である。

9 専決処分報告

(1) 平成19年度使用県立盲・聾・養護学校教科用図書の採択について

(説明：教育長)

「平成19年度使用県立盲・聾・養護学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページまでとなる。

県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則第12条により、教育委員会が採択したものを使用

しなければならないこととなっている。本年度は、盲・聾・養護学校で使用する学校教育法第107条の規定による教科用図書（一般図書）のみを採択することになる。

盲・聾・養護学校の小・中学部においては、宮城県教科用図書選定審議会の答申による「小・中学校用教科用図書選定資料」から採択希望図書を選定することになっており、その選定結果が各学校長から報告がなされた。また、高等部については、各校が独自に調査研究し、採択希望図書を選定できるようになっており、この選定結果も各学校長から報告がなされた。

その後、教育庁内に設置している「県立盲・聾・養護学校教科用図書採択検討会議」を開催し、採択希望図書について、平成19年度使用教科用図書（学校教育法第107条の規定による教科用図書〔一般図書〕）採択基準に基づき検討した結果、小学部・中学部及び高等部において使用する学校教育法第107条の規定による一般図書として適当であると報告を受けたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、平成18年8月8日付けで採択を決定し、各県立盲・聾・養護学校長に通知したものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質疑なし）

委員長（委員全員に諮って）了承。

（2）平成19年度使用県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について （説明：教育長）

「平成19年度使用県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について」御説明申し上げます。

資料は7ページとなる。また、別添として資料1及び資料2を添付している。

県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則第12条により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないことになっている。

高等学校及び盲・聾・養護学校高等部では、各学校に設置されている「教科書選定委員会」の審議を経て、候補となる教科書を選定し、各学校長から採択の申請がなされた。また、県立中学校においては「県立中学校教科用図書選定調査委員会」が候補となる教科書を選定し、同委員会から採択の申請がなされた。

その後、教育庁内に設置している「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において、各学校の教育課程との整合性がみられるか、生徒の実態に配慮されているか、等の観点から審査を行い、妥当なものであると判断した。

このことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、別添資料の1「平成19年度使用県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書採択一覧」のとおり、平成18年8月17日付けで採択を決定したことを御報告する。また、別添資料2は、県立高等学校で採択された教科書について、各科目ごと、出版社ごとの本県採択件数を一覧にしたものである。

なお、詳細については、担当課長から説明させる。

（説明：高校教育課長）

それでは、「平成19年度使用県立高等学校、盲・聾・養護学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について」御説明申し上げます。

別添資料の1をご覧いただきたい。表紙にあるとおり、1ページ目から45ページ目までであるが、高等学校学習指導要領の適用を受ける生徒、すなわち全日制の全ての学年と定時制課程の1～4年次に使用される教科書である。最後46ページ目は、県立中学校で採択する教科書の一覧である。表の見方であるが、1ページ目をお開きいただきたい。縦には学校名が本校・分校・全日制・定時制・通信制別に並んでおり、横

には国語科の国語表現 から科目名がずっと並んでいる。例えば、仙台第一高等学校に関しては、1 ページ目の国語表現 から4 ページ目の家庭科のフードデザインまでが一覧というふうになっている。国語総合の欄であるが、仙台第一高等学校で申し上げると、東書027、028とあるが、東書というのは、発行者：東京書籍の略称であり、027、028の番号は、教科書の番号を表している。ということは、仙台第一高等学校では、国語総合に関しては東京書籍の2冊の教科書を採択しているということである。この場合の国語総合は現代文編と古典編の2分冊の教科書となっている。

続いて、別添資料2を御覧願いたい。1ページを御覧願いたい。縦には、高校用教科書を出版している出版社名、それから横には科目名が記載されている。左端の出版社名の一番上、東書の国語表現 のところに4とあるが、この数字は、本県内の、盲・聾・養護学校高等部4校を含む県立高等学校のうち、東京書籍の国語表現 の教科書が4校若しくは4学科で採択されているということを示している。御注意いただきたいのは、教科書の採択は学校毎ではなく学科毎になっているという関係で、学校によっては同じ科目でも複数の教科書が採択になる場合がある。国語表現 の欄をずっと下の方に辿ってくると、合計61とあるが、県内全部で61の学校若しくは学科において採択されたということを示している。その下に7とあるが、これは、国語表現 に関して、教科書を発行している出版社数が7社あるということで、さらにその一番下の7であるが、7社のうち7社、つまり、現在発行されている国語表現 の教科書の7種類すべてが、宮城県の盲・聾・養護学校高等部4校を含む県立高等学校の中から採択されているということを示しているものである。以下、国語表現 以下全て同じである。

私からの説明は以上である。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(3) 教育功績者表彰について

10 議 事

第1号議案 心身障害児就学指導審議会専門委員の人事について

第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(3)及び全ての議案については、表彰及び人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

11 課長報告等

水泳プールの安全確認について

(説明：スポーツ健康課長)

「水泳プールの安全確認について」御報告申し上げます。

御存じのように7月31日であったが、埼玉県ふじみ野市の市民プールで小学校2年生の女子児童が吸水口に吸い込まれて死亡したという事件があった訳であるが、これを受けて県内の教育委員会所管、こちらの水泳プールの排水口、還水口、こちらの状況について調査した結果について御報告申し上げます。

この環水口の部分の吸い込み防止対策についてであるが、資料の2ページを御覧いただきたい。こちらに図解がある。こういった2種類が形としてある訳であるが、プールの水を浄化槽を通してきれいにするためにここから吸い取って浄化槽を通して後は出していると、そんな構造になっている。そこに吸い込まれないようにまず一時的に排水口あるいは環水口というがそういったところに蓋をきちんと付けてネジ

やボルトで固定すること、それから2次的にはこちらが外れたりした場合の対策として吸い込み口に防止金具を付けると、この二重の防止対策、これを文科省は平成8年から求めてきているところである。これについての調査ということである。

この調査は、8月4日に回答を求めた訳であるが、その後、修正なども相次いだので最終的に本日8月18日現在での状況報告ということである。県内の県立、それから市町村立の公立学校、小中高等学校、盲聾養護学校合わせて721のプールが設置されている。そのうち、排水口の蓋がボルト等で固定されていなかった小学校が1ヶ所あった。それから吸い込み防止金具が設置されていなかったところが、小学校で37校、中学校13校、それから高等学校も13校あった。また、教育委員会の所管ということであるので、学校以外にも公営プールというのがある。そういったプールについては県内40ヶ所あり、そのうち排水口の蓋が固定されていなかったといったものが5ヶ所、それから吸い込み防止金具が設置されていなかったというのが4ヶ所あった。

これらの水泳プールの対応の状況であるが、これについてはのところに記載している。まず、排水口の蓋の固定がされていなかったのが6ヶ所あるが、学校の1ヶ所については、8月7日に固定の工事が終了している。残り5ヶ所の公営プールであるが、2ヶ所は固定済、1ヶ所は廃止を見込んで使用中止、それから1ヶ所は排水口の蓋に240kgの重しをのせて、加えて侵入禁止ロープを設置している。そして9月には固定工事を行う予定ということである。それからもう1ヶ所であるが、こちらは二重に蓋があり内蓋が固定されているという訳ではあるが、来シーズンに向けて固定をするというふうに報告がされているところである。

次に、吸い込み防止金具が設置されていない67ヶ所についてであるが、既に設置工事済が13ヶ所、それから一時使用中止しているところが45ヶ所、継続使用しているところが9ヶ所といった結果であった。これらの不備があったプールについては、文科省の通知では原則として使用を中止とするというふうな要請がされている訳であるが、その一方で使用中止に代わるような安全対策を施せばその限りではないというような例外規定もある訳である。そこでまず、一時使用を中止しているというふうなプールは45ヶ所ある訳であるが、そのうち28ヶ所については8月18日までに設置工事を行う、あるいは行ったと、それから2ヶ所については8月22日まで、13ヶ所については8月25日までそれぞれ設置工事を行いそれぞれその後再開するという予定になっている。それから残りの2ヶ所については今年度中は休止をし、そのうちの1ヶ所は今後廃止の予定、残り1ヶ所については漏水等もあるということで、大規模改修を検討しているということであった。それから継続使用も可とされている訳であるが、そういった継続使用しているプールについては、学校にもある訳であるが、使用中止に代わる安全対策を施しているというふうな報告がされている。その安全対策と言うと、監視員を増員して排水口付近を重点的に監視するとか、あるいは排水口付近に新たに柵を設置して立入禁止とすると、そういった対策を施しているといった報告がされている。ただ継続使用しているプールが9ヶ所あるが、そのうちの8ヶ所についてはシーズン終了後に設置工事を行うという予定であり、残り1ヶ所についても、現在2重の蓋が設置されており、来シーズン開始までには設置工事を行うというふうな報告がされているところである。従って、廃止するという予定のところ以外はほとんど早急に整備、あるいは整備予定であるという結論ということをお報告申し上げる。

以上が水泳プールについての安全確認についての調査であるが、県教委としては単に調査を行うということだけでなく、例年指導している訳であるが、水泳プールについての事故防止、それから安全対策について万全を期すよう市町村教育委員会、それから県立学校に要請しているところであるが、今後とも引き続き指導していきたいと考えているところである。

(質 疑)；

櫻井委員 三つあるが、一つは今までに県内で排水口がらみの事故があったかどうか、それに対してどのような予防対策をしてきたかというのが一つ。それから二つ目は平成8年に文科省からちゃんとこういう排水口の確認をしなさいと言われたにもかかわらず、今回の調査でこのような不備が見つかった、その責任はどこにあるのか。それから三つ目は今後監視員の増加とかと書いてあるが、監視員というのはどういう資格の人を、どういう規定で雇っているのか、そしてその監視員の増員のほかに今後宮城県としてはどのような点に注意して、細かく、具体的に、注意していきますというのではなくて、こういうところに特にポイントを置いて予防対策をしたいとお考えか、この三つを教えてください。

入スポーツ健康課長 まず一件目、県内でこのような排水口に吸い込まれたことがあったかどうかというふうな御質問であるが、実は一件あった。平成7年8月であるが丸森町の丸森小学校で同様の事故が起きている。これは排水口に吸い込まれて中まですっかり入った訳ではないが溺れて死亡したというふうな悲しい事故があった。それを受けてスポーツ健康課が中心になったかと思うが、教育委員会としてはその直前に既に文科省から通知文が出ており、この排水口の柵をきちんとボルトで固定しなさいという通知が出ていたので、一斉に当然行うように指導をし、その点検もしたというところである。その当時は二重の防止策は通知されておらず、重い蓋を置いて取り外し出来ないようにしなさいというふうな指示はあったが、全国的に事故が相次いだことからボルトできちんと固定しなさいというふうな通知がこの事故の直前にあった。それでこういった通知があったにもかかわらず起きてしまったことから文科省の指示をきちんと徹底するように私どもの方で指導をしたということがあった。これが1件目である。それから2件目は先ほど示した図解とこういったものが出ていたにもかかわらずなぜこういうふうに沢山出てくるのかというふうな御質問かと思うが、この図は実は文科省が出してきたものではない。先ほどお話したように文科省は平成8年5月に二重の事故防止策を初めて通知したが、それは文言だけであった。それが上手に読み取れない、つまりここの第一次の防止金具が付いていればこの二次の部分は兼ねているんだというふうに読み取れる文書の中身というか、そういう表現であった。従ってこれは第一次のところをしっかりしていれば大丈夫だという判断をほとんどの学校でどうもしていたようである。このための調査を実は7年後の平成15年から3年がかりで行った訳であるが、そこを行ったのは文科省ではなく社会体育施設協会という外郭団体が行い、この際にどうも余り理解されていないようだということでこの図を初めて付けたということである。その前に問題ないというところに を付け続けてきた学校もたぶんかなりあったと思うが、それはこの図を見るまでもなく大丈夫だというふうな判断をあるいはしたのではないかなあというふうにも推測しているところである。従って、今回のこの図自体既にもう3年以上前にいっており、この図を見ないまま大丈夫だというところに を付けたという学校も多いといったところで二重のこういった安全対策を施しなさいというのが、文科省自体徹底されていなかったと、私どもは分かっていたが、私どもの方で通知した際にこれも付けたはずではあるが、必ずしも十分理解されていなかったというところで後になって改めてよく調べてみたならば実は二重になっていないところが沢山出てきたということである。

委員 長 今回のプールはみんなこういう範疇に入るわけではない。色んな形をしたものがある。

入スポーツ健康課長 新しいものについてはほとんど規格化されており、二重になっているということのよ

うである。ただ、古いプールは一重というかこの第二次のところの網とでもいうかその部分が欠落しているというがあるので、今回もこの部分が不完全というのが多かったので、ここを早急に付けるというふうな設置工事を先ほどお話ししたように終了したり、あるいはこれから早急に行くということになっている訳である。それから三番目の御質問についてであるが、監視員の資格というのはきちんとしたものはないんじゃないかと思う。水泳の何級とかそういうきちんとした資格を持っているかどうかというのは問われていないというふうに理解している。

櫻井委員 ライフセーバーみたいな資格も全然問われないのか。

スポーツ健康課長 そこもないかと思う。水泳について一定のたしなみがあるというか、水泳部で活躍しているとか、そういった位の資格とも言えない資格かとは思ふ。そういった程度で対応しているんじゃないかなと私の方では理解している訳である。中には高校生を、しかも水泳部員ではないところを監視員を取っていたというところもあったので、そういうところは早急に止めてもう少しきちんと水泳のたしなみがあるものを付けるとかの措置をとったところもあると聞いている。今後こちらについてはこういった事故も相変わらず起きることから国でも何らかの対策を打っていると思うのでそういったものに沿って本県としても必要に応じてこういった資格要件なりを検討していくことになるかと思う。

委員長 委員の質問の中にもう一つは不備が見つかった場合の責任の所在がどうだという質問があったがこれはどうか。

スポーツ健康課長 これについてはこのような図は勿論文科省が出してきている訳ではないといっても文科省の調査ではある訳であるが、こういう絵が仮に示されたとしても文科省で学校プールについてこういう二重の安全装置を付けなさいとか、口径はいくらだとかといういわゆるプールの設置基準であるが、こういったものがない。従ってこれをしなさいという強制力はなく常に文科省から来る通知は要請である。「そのようにお願いいたします」と。ところが文科省の設置基準にあるのであれば、「こうなっていないんじゃないですか。直しなさい。」と言えるが、そうではない設置基準に基づかない行政指導という類である。従ってこれについて責任が、そういった通知を出した文科省にあるのか、それを守らなかった県教委なり市教委にあるのか、あるいは実際のそれを受けて付けなかった学校にあるのかというあたりについては、ちょっと答えにくい部分である。

櫻井委員 でも県民から見るとやはり責任の所在をはっきりさせるということは最低限必要なことであるので、何かの機会ではなく必ず文科省に意見として言っていきたいと思う。

スポーツ健康課長 文科省については当然のことながら設置者にあるというふうな言い方はしている。その点については機会を見て要望して参りたいと考えている。

佐々木委員 今のことと若干関連がある部分もあるが、今回の事件は二つのことの不備があったと思う。一つは勿論そういう施設の不備ということと、もう一つはそういう事故が起きた時の対応のマニュアルというか対応の準備が出来ていなかったということがもう一つ悲劇を大きくした要因かと思う。つまり吸い込まれているのが分かった時点できちんとした対応が出来ていなかったということがあるので、勿論機械を、あるいは施設を点検するというのも大事であるが、もう一つそういう事故が起きたときの対応マニュアルという手順であるが、誰が、どういう担当の人が、どういうことをまずしなければいけない、あるいはすぐにどういう人を呼ぶとか、どういうところに連絡をする、あるいは

その機械を即止める，止め方をだいたい知っているのかどうかということ，つまり設備の確認ともう一つ対応手順みたいなものをきちんとするという，もう一つは勿論今回監視していた方は水泳も出来ない方であった可能性もあるというような話もあったので，先ほどの資格ということに絡めて，どういう対応をすべき人がどういうところに配置されるのかということをやはり確認していった方が良いと思ったので，施設のチェックが終わったら早急に対応マニュアルみたいなものをもう一度みんなで見直していただければと思う。あともう一つは，今回水泳のプールが事故に遭ったが，やはり管轄下にある施設の中で例えばスポーツの道具とかスポーツ施設，あるいは児童館の遊具とか，そういうようなものもこの機会にみんなネジとか大丈夫かというようなチェックをするのも必要なあというふうに感じたのでその辺もお願い出来ればと思う。

スポーツ健康課長

1件目の施設設備だけではなくて対応マニュアルについてもきちんとしていただきたいと，まったく委員おっしゃるとおりかと思う。学校についてはこうした対応マニュアルを持っているので，なおこちらを確認して使えるような対応マニュアルになっているかどうかそれを再確認するようなことを求めて参りたいなあというふうに思っている。それから遊具とか用具の関係であるが，こちらは学校保健法で学期に1回点検することになっているのでそれに合わせてさらにきちんと点検するように学校に求めて参りたいというふうに考えている。

12 次期教育委員会の日程について

平成18年9月14日(木)午後2時から

13 閉会 午後3時08分

平成18年9月14日

署名委員

署名委員